

# インスペクション実施に伴う細則(案)

## (趣旨)

第1条 この細則は、〇〇〇〇〇管理規約（以下「規約」と言う。）第70条（細則）の規定に基づき、対象物件のインスペクションの実施に関して細則を定める。

## (定義)

第2条 この細則において、次に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 インスペクション：「既存住宅インスペクション・ガイドラインについて（平成25年6月国土交通省）」に定める既存住宅現況調査をいう。
- 二 専有部分：規約第2条（定義）第四号に規定する専有部分を言う。
- 三 共用部分等：規約第2条（定義）第八号に規定する共用部分及び附属施設をいう。
- 四 理事長：第35条に定める理事長をいう。
- 五 管理組合：規約第6条（管理組合）第1項に規定する〇〇〇〇〇管理組合をいう。
- 六 検査人：建築士又は建築施工管理士のインスペクション検査資格者

## (届出等)

第3条 共用部分を含むインスペクションを依頼しようとする区分所有者は、あらかじめ、理事長に別紙「インスペクション申請書」にて申請し、書面による承認を得なければならない。

## (立会及びインスペクション)

第4条 共用部分を含むインスペクションは、管理員等の立会のもとにインスペクション検査人が行うものとする。

## (インスペクション検査人)

第5条 管理組合でインスペクション検査人が指定されている場合は、指定の検査人にインスペクションを依頼するものとする。但し、理事会で承認された場合を除く。

## (調査報告書の提出及び使用)

第6条 共用部分を含むインスペクションを依頼した区分所有者は、共用部分に係るインスペクションの調査報告書の写しを管理組合に提出するものとする。

- 2 管理組合は、この報告書の写しを他の区分所有者に開示する事が出来るものとする。
- 3 開示を受けた区分所有者はインスペクションの調査報告書の写しを、自ら行うインスペクションに参考として使用することが出来るものとする。

## (目的以外の使用)

第7条 インスペクションを依頼した者は、調査内容を目的以外に使用してはならない。

## (附 則)

この細則は〇〇〇〇年〇〇月〇〇日より効力を発する。

以上